

◆第3章 関税定率法 第5節 関税定率法別表

頁	新	旧
401	b. <u>売手</u> によって提供された物品又は役務(技術・設計等)の費用の記載を以下のように修正。	
	b. <u>買手</u> によって提供された物品又は役務(技術・設計等)の費用	b. <u>売手</u> によって提供された物品又は役務(技術・設計等)の費用

◆第4章 関税暫定措置法

頁	新	旧
526	[7]加工又は組立てのために輸出された貨物を原材料とした製品の減税<<暫定法第8条>>内、 <b>3.減税の対象貨物</b> 内の記述を以下のように修正。	
	<p>[7] 加工又は組立てのために輸出された貨物を原材料とした製品の減税</p> <p><b>3. 減税の対象貨物</b></p> <p>(1) 皮革製品</p> <p>①減税の対象とされる皮革製品の範囲は次の通りである。</p> <p>a 定率法別表の関税率表(以下「関税率表」という。)第 42.02 項に該当する製品のうち外面が革製(注)又は<u>コンポジションレザー製のもの</u>(旅行かばん、ハンドバッグ、化粧用バッグ、ケース等)(注:この類において「革」には、<u>シャモア革(コンビネーションシャモア革を含む。)</u>、<u>パテントレザー</u>、<u>パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザーを含む。</u>)</p>	<p>[7] 加工又は組立てのために輸出された貨物を原材料とした製品の減税</p> <p><b>3. 減税の対象貨物</b></p> <p>(1) 皮革製品</p> <p>①減税の対象とされる皮革製品の範囲は次の通りである。</p> <p>a 定率法別表の関税率表(以下「関税率表」という。)第 42.02 項に該当する製品のうち外面が革製、<u>コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの</u>(旅行かばん、ハンドバッグ、化粧用バッグ、ケース等)</p>

◆第8章 通関実務

頁	新	旧
755	<b>5.計算事例内③延滞日数と適用する延滞税率</b> の計算過程を以下のように修正。	
	<p>③ 延滞日数と適用する延滞税率 (中略) ∴したがって、納付延滞税額は、次のようになる。 975,800 円▼1 万円未満の端数切捨て <math>970,000 \text{ 円} \times (4.3\% \div 365) \times 68 \text{ 日} = \underline{7,770 \text{ 円}}</math> ▼ 100 円未満の端数切捨て <u>7,700 円</u></p>	<p>③ 延滞日数と適用する延滞税率 (中略) ∴したがって、納付延滞税額は、次のようになる。 975,800 円▼1 万円未満の端数切捨て <math>970,000 \text{ 円} \times (4.3\% \div 365) \times 68 \text{ 日} = \underline{7,810 \text{ 円}}</math> ▼ 100 円未満の端数切捨て <u>7,800 円</u></p>
782	<b>Check ! データ処理機器に使用されるソフトウェアを記録しているキャリアメディアの評価の扱い</b> の記載を以下のように修正。	
	<p><b>Check ! データ処理機器に使用されるソフトウェアを記録しているキャリアメディアの評価の扱い</b> <span style="float:right">定率法基本通達 4-5</span> (中略) したがって、キャリアメディアの課税価格には、<u>キャリアメディアの価格が区分されることを条件として</u>、輸入媒体自体の価格、ソフトメディアを輸入媒体に記録する費用等を算入するものとし、ソフトウェアの価格は算入してはならない。</p>	<p><b>Check ! データ処理機器に使用されるソフトウェアを記録しているキャリアメディアの評価の扱い</b> <span style="float:right">定率法基本通達 4-5</span> (中略) したがって、キャリアメディアの課税価格には、<u>キャリアメディア自体の価格が区分されることを条件として</u>、輸入媒体自体の価格、ソフトメディアを輸入媒体に記録する費用等を算入するものとし、ソフトウェアの価格は算入してはならない。</p>